

# “きずな” 深まる 自治条例

鹿沼市自治基本条例骨子（案）

いいねえ  
自治のまち鹿沼

はじまる！  
自治のまち鹿沼

き

ず

な

鹿沼市自治基本条例を考える会





自

治

基

本

条

例

# 市民参加のまちを目指し まちづくりの基本ルールを考えましょう

でも・・・



## 「自治基本条例」ってなんですか？

自治基本条例は、一般的にまちづくりの基本ルールといわれています。この基本ルールを条例として定めるものです。



## どうして「条例」が必要なんですか？

地域のことは地域で考える時代です。

これからのまちづくりは、地域で、そこに関わる人たちが自ら考え、自ら決めていくことが望まれます。少子高齢化による様々な課題、災害等の課題を解決していくために、支えあい助け合い社会を守っていくことが求められます。そのために基本的な考えやルールが必要となります。



## 「条例」ができると、何が変わりますか？

- ・市民主体のまちづくりに変革していきます。
- ・市民の意見が市政に反映し、情報が共有化され市民自治が活発になります。
- ・市民のより安全・安心・幸福の願いが叶い、市政が更に発展していきます。

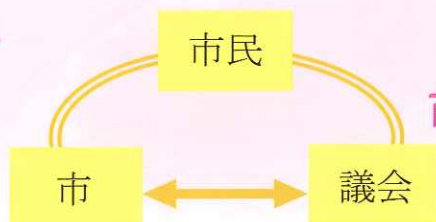
### 鹿沼のまちは

安心

安全

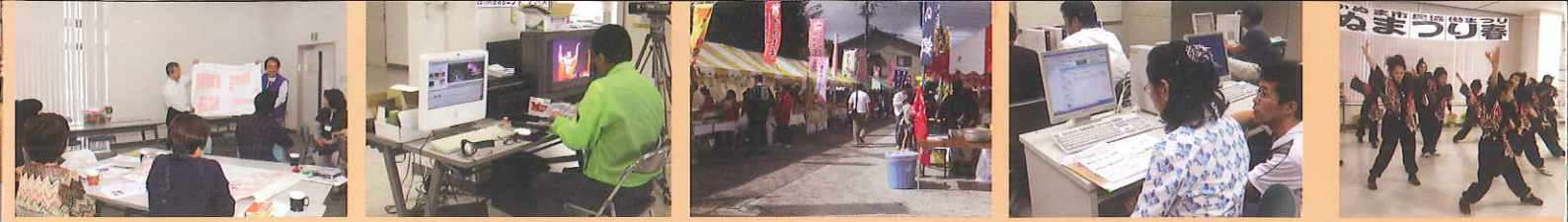


夢



市民・議会・市がつながります！





# 鹿沼のまちは…

皆さんは、どんなまちにしたいですか？

観光

自然



## 鹿沼市をどんなまちにしたいですか？

- 環境にやさしいまち
- 豊かな自然と和めるまち
- 安心・安全に暮らせるまち
- 子供とお年寄りが安心して暮らせるまち
- 豊かな「こころ」を育むまち
- 心豊かで夢のあるまち
- ふるさと（鹿沼）に自信と誇りをもてるまち

## 鹿沼市で守りたいものは何ですか？

- 伝統文化のにぎわい
- 伝統行事 誇れる観光地
- 豊かな自然 恵まれた産業
- 素晴らしい人物・温かい人柄
- 地域のふれあい

祭り



文化



農産物

レジャー

伝統

イベント

# こんにちは

## 鹿沼市自治基本条例を考える会です

平成 21 年 11 月、市長からの委嘱を受け、「考える会」が活動を開始しました。公募の市民委員を中心とした 30 名の委員会です。

市民参加のまちづくりを目指し、話し合いを積み重ね、現在までの会議数は 100 回を越えました。10 年後、20 年後、住んでよかったと思える安心安全なまち、そして夢のあるまちを願い、「鹿沼市自治基本条例」の策定を目指します。

### 骨子（案）について

条例案の「たたき台」として、考える会が手作りで作成しました。内容は、中間報告的なものであり、今後、骨子案に基づいて、市民等との意見交換会を実施し、あわせて市職員や議会からも意見を受け、内容や文章、言葉等を精査していきます。





# 自治基本条例骨子(案)について

## 目的 (第1条)

この条例は、鹿沼市における最高規範であり、自治の基本理念を明らかにし、市民一人一人が幸せになるため、市民自治による協働のまちづくりの推進を目的とします。

## 定義 (第2条)

条例で用いている「市民」「協働」「まちづくり」「コミュニティ」などのことばを定めてあります。

## 基本理念 (第3条)

**市民が自治の主体です**

主権は、市民にあります。市民は、市と議会と協働のまちづくりを進めます。

**市民自治を目指します**

自分達のできることは、自らの手で解決する市民自治を基本理念とします。

**市民とともに歩みます**

市及び議会は、市民自治を尊重し市民とともに歩む市政運営・議会活動を進めます。

## それぞれの役割について

### 市民 (第4条)

- ・ 市民がまちづくりの主役であることを自覚しましょう
- ・ 協働によるまちづくりに努めましょう

市民がまちづくりに  
参画できます

### 議会 (第7条)

- ・ 議会は、市民自治を尊重します
- ・ 市民の声を反映した政策提言や情報公開を行います

市民の声を反映します

### 市 (第8条)

- ・ 市は、市民のニーズを把握します
- ・ 市民の声を市政に反映します

市民と協働の  
まちづくりを行います





## 市政運営

(第9条)

「自治基本条例」を尊重し運営します。

- ・ 市民が参画するしくみづくり
- ・ 市民提案制度
- ・ 市民活動支援制度などが必要です

## 情報の共有

(第10条)

議会や市の情報を、市民に分かりやすく知らせることが必要です。

## 住民投票

(第11条)

市民の生活に大きな影響のあることについて、住民投票を行うことができます。

市民・議会・市は、その結果を尊重します。

### 協働 (第5条)

- お互いの立場を理解し尊重します
- 連携・協力します

市民と市民、市民と市、市民と議会が地域の問題解決など共通の目的・目標に向かって、互いの立場を理解し、連携・協力します。

### 子どもの参加 (第6条)

- まちづくりへの参加の機会をつくれます。
- 子どもたちの意見を反映したまちづくりに努めます。

## 市民の権利

### 情報を知る権利

市政運営や議会運営に関する情報を知ることができます。

### 市民参画の権利

まちづくりや地域活性化などの市政に参加することができます。

### 協働する権利

地域コミュニティや自治会、NPO 団体等の市民と市民の協働や、市民と議会、市民と市との協働事業を行うことができます。

お知らせ

## “自治のまち鹿沼を考えるつどい”開催

あなたの意見をお聞かせ下さい。  
市民自治によるまちづくりを目指します。

期日：7月30日(土) 時間：午後1時30分～4時30分 場所：市民情報センター5F



# 鹿沼市自治基本条例骨子(案)

## 前文

私たちは、このまちが好きです。でも、もっと住みやすいまちになるといいね。

鹿沼市は、首都圏に隣接し、その地理的優位性ととも、前日光県立自然公園を背景とする豊かな自然を有しています。

地方分権改革によって、国と地方自治体の関係は、上下主従の関係から対等、協力の関係と変わりました。地方分権をさらに推進するため、市は情報の公開と提供を積極的に勧め透明性を高めるとともに、市民が市政に参加できる仕組みを充実させることが大切です。

また、市民は自分達の出来ることは自らの手で解決するという市民自治の精神に従い、行政、議会とも連携、協力し“きずな”を深めながら、住みやすい夢のある鹿沼のまちづくりをする必要があります。

市は、更なる市民の幸せを願って、市民自治の基本的な理念を定めた「鹿沼市自治基本条例」をここに制定します。

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この条例は、鹿沼市における最高規範であり、自治の基本理念を明らかにし、市民一人一人が幸せになるため市民自治による協働のまちづくりの推進を目的とします。

### 第2条 (定義)

この条例において、用語の意義は次のとおりとします。

- (1) 市民：居住している人と市内で活動する人（通勤・通学者）をいいます。
- (2) 市民等：市民と市内で活動する団体（NPO、事業者等）をいいます。
- (3) 協働：それぞれが互いの立場を理解し、対等な関係で共通の目的のために連携・協力して活動することをいいます。
- (4) まちづくり：地域にある課題を解決して市民が安心して暮らせるまち、幸せを実感できるまちをつくることをいいます。
- (5) コミュニティ：地域住民相互の連帯意識による人と人とのつながりをいいます。

### 第3条 (基本理念)

- ・市民が自治の主体であり、主権は市民にあります。そのうえで、市民は市と議会と協働のまちづくりを進めることを基本とします。
- ・個人や地域の人々の幸せを求めるため、住んでいる人達が自分達の出来る事は自らの手で解決する市民自治を基本理念とします。
- ・市及び議会は、市民自治を尊重し市民とともに歩む行政運営・議会活動を進めます。

## 第2章 市民自治と協働

### 第4条 (市民の役割)

市民は、まちづくりの主体として市民自治と協働によるまちづくりに努めるとともに、行政が行うまちづくりに参画することができます。

### 第5条 (協働)

- ・市民は、誰もが住んでよかったと思えるような地域社会の実現に向け、地域全体の様々な課題を協働して解決していくことに努めます。

## 前文

第1章：総則（第1条～第3条）

第2章：市民自治と協働（第4条～第6条）

第3章：議会と行政（第7条～第9条）

第4章：情報の共有（第10条）

第5章：住民投票（第11条）

- ・市は、市民と市民、市民と行政、市民と議会が連携・協力できるしくみづくりや、環境づくりを積極的に進めます。

### 第6条 (子どもの参加)

市民と市は、次世代を担う子どもたちを私たちの大切な宝として育て、地域社会の一員としてまちづくりへの参加機会をつくり、子どもたちの意見を反映させます。

## 第3章 議会と行政

### 第7条 (議会の役割)

- ・議会は、選挙によって市民の信託を受けた意思決定機関として、議会基本条例を遵守するとともに市民自治を尊重し、常に市民の声を反映した政策提言と立案を行うものとします。
- ・議会は、説明責任と情報公開の徹底を図り、市民参加の機会の確保としくみづくりに努めます。

### 第8条 (市の役割)

- ・市は、市民自治の役割に基づき、協働のまちづくりを推進するとともに公平・公共性を重んじ効率、効果的な市政運営を行うものとします。
- ・市長は、リーダーシップを発揮し、自らの方針を明確に示し、広く市民の声を反映し市政にあたります。
- ・職員は、市の役割と責任を理解して市民の立場で職務を遂行するものとします。

### 第9条 (市政運営)

- ・市政運営にあたっては、『自治基本条例』を尊重し、則した運営を行うものとします。
- ・市は、市民が市政運営に参画できるしくみづくりを行うものとします。
- ・市は、総合計画を策定する場合は、基本理念に基づいて広く市民の参加を得て議会の承認を得るものとします。
- ・市は、市民の公平公正性を確保し、行政の手続きを簡素で且つ適宜に行うものとします。
- ・市は、市民参加を得て行政評価を行い、公表し市の計画や予算に反映させるものとします。

## 第4章 情報の共有

### 第10条 (情報の共有)

市民、市及び議会は、まちづくりに必要な情報を共有し、市及び議会は、必要に応じた情報公開と分かりやすい説明をするものとします。また、市民は、まちづくりに必要な情報提供の協力を努めるものとします。

## 第5章 住民投票

### 第11条 (住民投票)

- ・市民は市民生活にとって重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、必要に応じて市長に住民投票の実施を請求することができます。
- ・市民と市及び議会は、住民投票が行われた場合は、その結果を尊重します。
- ・住民投票の実施に関して、必要な事項はその都度、条例を定めるものと

